㊨

令和４年 11 月 30 日

神奈川地方最低賃金審議会
会　長　　盛　誠吾　殿

神奈川地方最低賃金審議会
特　別　小　委　員　会
委 員 長　赤羽　淳

神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無について（報告）

当委員会は、令和４年８月２日神奈川地方最低賃金審議会に付託された神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び神奈川県自動車(新車)小売業最低賃金の決定の申出について、申出者により取下げられたことを報告するとともに、神奈川県塗料製造業最低賃金及び神奈川県鉄鋼業最低賃金の改正、並びに神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金及び電線・ケーブル製造業最低賃金の決定の必要性について、慎重に調査審議を重ねた結果、いずれも全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったことを報告する。

本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	赤羽　淳	石﨑　由希子	千葉　景子
労働者代表委員	佐藤　信也	佐俣　光男	林　克己
使用者代表委員	大竹　准一	上谷　公志郎	山本　弘